

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月28日

青森市長 様

提出者

住 所 青森市八重田1丁目6-11

氏 名 株式会社オカムラ食品工業

代表取締役 岡村 恒一

電話番号 017-736-7777

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	株式会社オカムラ食品工業
事 業 場 の 所 在 地	青森市八重田1丁目6-11
計 画 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

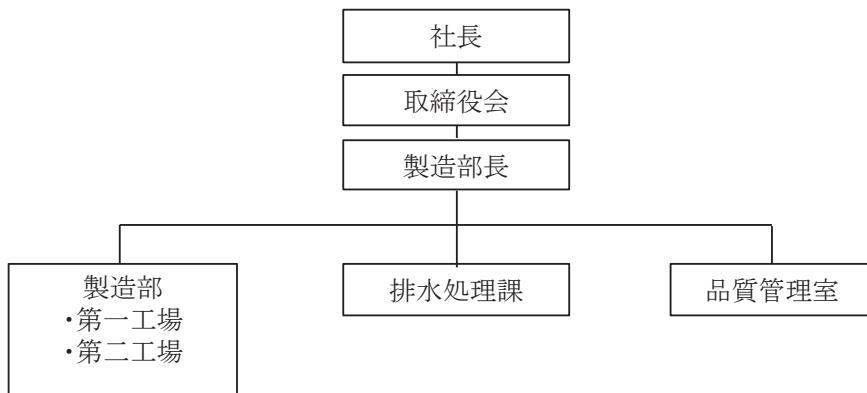
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	大分類:製造業 中分類:食品製造業
②事 業 の 規 模	前年度の製造品出荷額 81億円
③従 業 員 数	251人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙に記載

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	廃酸	動植物性残渣	廃プラスチック類	有機汚泥
	排 出 量	3687.4t	242.4t	162.1t	36.5t
(これまでに実施した取組)					
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・製品下味付け処理時に使う調味液を削減 ・原料の解凍方法を廃液の少ない方法に変更 ・製品選別方法見直しによる廃棄ロスの削減 ・卵膜を廃棄せざ、他メーカーへ売却することにより廃棄物削減 ・サーモン加工時に発生する魚の内臓を売却することにより廃棄物削減 ・廃酸の排出量を生産量に応じ細かく調整し、廃棄量を削減 				
	【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	廃酸	動植物性残渣	廃プラスチック類	有機汚泥
	排 出 量	3613.7t	237.6t	158.9t	35.8t
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理性能を向上させ、自社で処理できる廃酸の量を増やし廃棄量を削減 ・残渣の含水率を減らし、廃棄量を削減 					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	・廃棄物を分別し、種類別に適切な処分委託する
②計画	・担当者へ廃棄物分別の徹底を教育する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して分別を続け、種類別に適切な処分委託する ・従業員への定期的な廃棄物分別の教育を継続実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	570 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・廃酸の一部を、自社曝気槽で処理している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	630 t	t

(今後実施する予定の取組)

・曝気槽の能力を向上させ、廃酸の排出量を削減する

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量				
(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量				
(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	廃酸	動植物性残渣	廃プラスチック類	有機汚泥
	全処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
	優良認定処理業者 への処理委託量				
	再生利用業者への 処理委託量	3117.4t	242.4t	0.4t	36.5t
	認定熱回収業者 への処理委託量			161.8t	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量				
(これまでに実施した取組)					
・廃棄物の正確な分別を行い、全社員への周知・教育					
・可能な限り再生利用業者へ処理を委託					

【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃酸	動植物性残渣	廃プラスチック類	有機汚泥
②計画	全処理委託量	2983.7t	237.6t	158.9t	35.8t
	優良認定処理業者への処理委託量				
	再生利用業者への処理委託量	2983.7t	237.6t	1.5t	35.8t
	認定熱回収業者への処理委託量			157.4t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
(今後実施する予定の取組)					
・排水処理場の設備強化					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)④産業廃棄物の一連の処理工程

